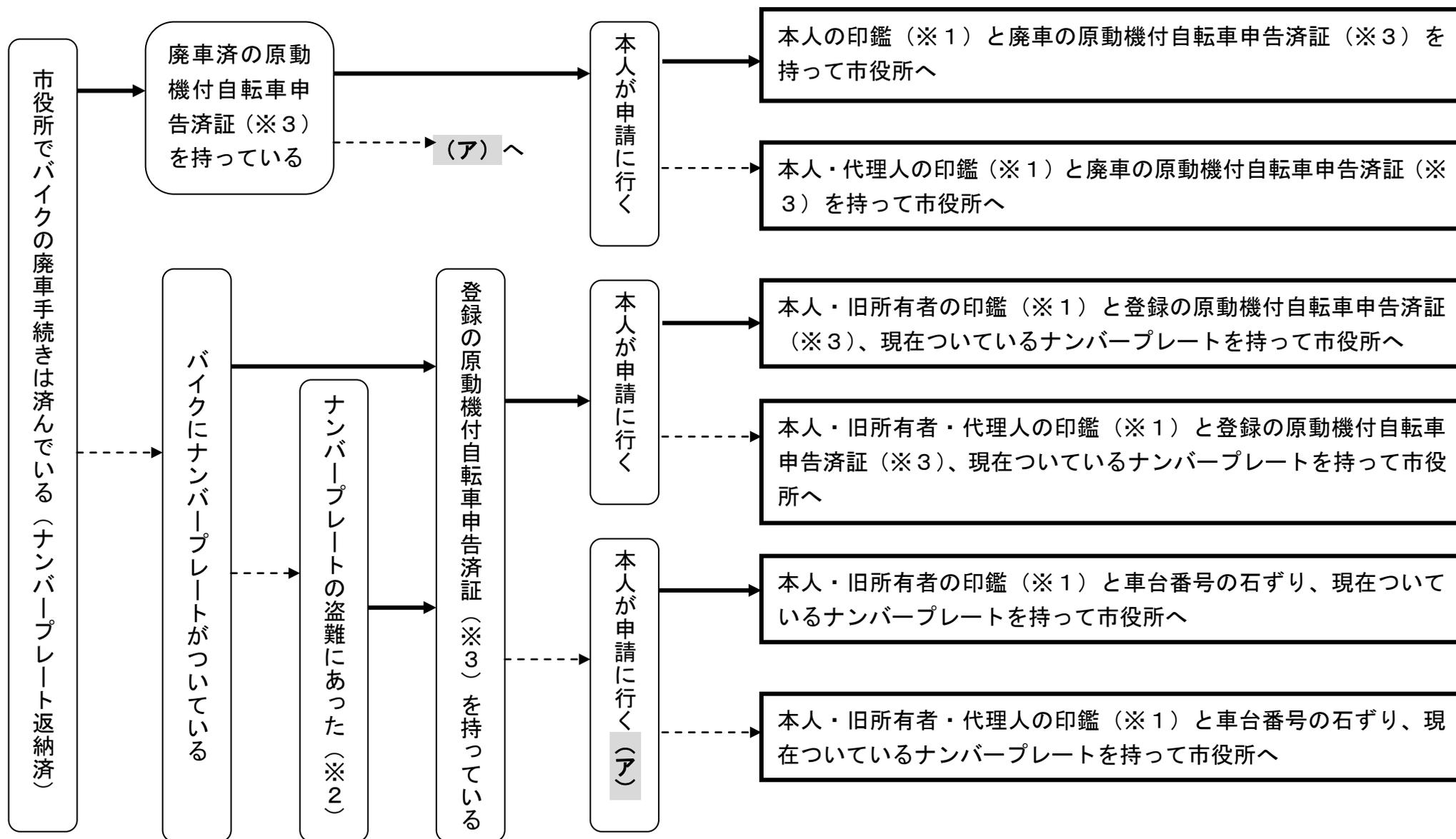


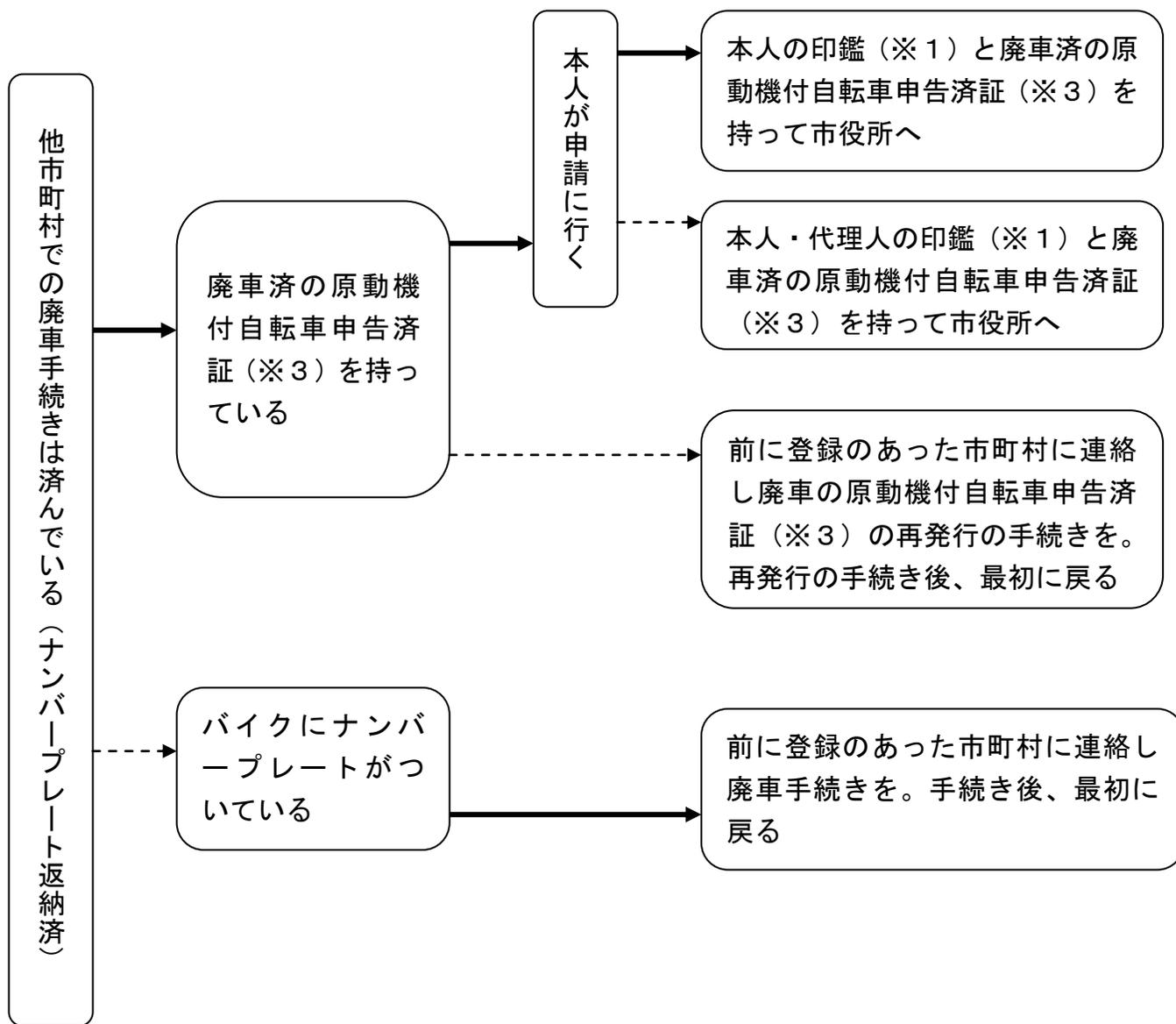
○原動機付自転車の譲渡

●市内の人から譲渡してもらった場合（イエス→、ノー--→）

※廃車手続きが終わっていない場合、ナンバープレート返納が必要となります。（盗難の場合を除く）



●市外の人から譲渡してもらった場合（イエス→、ノー-->）



※ 1 印鑑は認印で結構ですが、シャチハタは避けてください。本人・旧所有者の印鑑の持ち出しが困難な場合は、委任状もしくは市役所の登録申請書に住所・氏名・生年月日・連絡先・印鑑を押印してご持参ください。

※ 2 ナンバープレート又はバイクごと盗難にあった場合は、先に警察に盗難届を出してください。盗難届の内容（届出日・盗難場所・盗難されたものなど）をできるだけ詳しく確認してきてください。

※ 3 本市では、原動機付自転車申告済証となっていますが、市町村によっては、その名前が標識交付証明書や登録書、廃車申告受付書などさまざまです。お持ちの証明書が自動車賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済の契約を解除するためのものでは登録ができませんので、他市町村での登録に使用することが書いてあることを確認してお持ちください。